

一般不妊治療助成制度について

一般不妊治療を受けている方に、治療に要した費用の一部を助成しています。

令和2年3月から令和3年2月までの診療分の申請期限は、3月18日(木)です。

- 対象となる治療**
- ・治療の一環として行われる検査及び治療開始前に不妊原因を調べるための検査。
 - ・医療保険各法に規定する療養の給付が適用となるホルモン療法等の不妊治療。
 - ・保険適用外の体外受精及び顕微鏡検査を除く人工授精の治療。

対象者 次の要件をすべて満たす方

- ①夫婦とも、または一方があま市に住民票がある方
- ②婚姻関係にある方
- ③医療保険に加入している方
- ④泌尿器科、産婦人科で助成対象の不妊治療を受けている方

所得制限 夫婦の所得の合計額が730万円未満

助成期間 通算2年間

助成金額 自己負担額の1/2(上限50,000円)

必要書類 ①あま市一般不妊治療費助成事業申請書

②あま市一般不妊治療費助成事業に関する同意書

③あま市一般不妊治療費助成事業受診等証明書

④不妊治療に係る領収書(原本)

⑤あま市一般不妊治療費助成請求書

⑥戸籍謄本 ⑦所得課税証明書・非課税証明書

⑧世帯全員の住民票 ⑨夫婦2人分の健康保険証

⑩印鑑、振込先のわかるもの(ゆうちょ銀行の場合は貯金通帳をご持参ください)

※⑦⑧の書類については、申請者の同意を得て、市で確認できる方は省略できます。

※申請書は市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

※令和2年3月から令和3年2月までの診療分の申請期限は、令和3年3月18日(木)です。

問合先 甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461

高齢者肺炎球菌予防接種(定期接種)はお済みですか

3月31日(水)まで自己負担2,000円で接種できます。下記対象者には、接種券(黄色)を送付しています。接種券を紛失された方は、保健センターの窓口で再交付いたします。

接種希望の方は、接種前に指定医療機関へ予約をしてください。

※既に肺炎球菌ワクチン(ポリサッカライド)の接種を受けたことがある方は、定期接種を終了したものとみなします。接種後5年以上経過していても定期接種の対象とはなりません。

令和2年度対象者

年齢(令和3年4月1日現在)	生 年 月 日
65歳	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日
70歳	昭和25年4月2日～昭和26年4月1日
75歳	昭和20年4月2日～昭和21年4月1日
80歳	昭和15年4月2日～昭和16年4月1日
85歳	昭和10年4月2日～昭和11年4月1日
90歳	昭和5年4月2日～昭和6年4月1日
95歳	大正14年4月2日～大正15年4月1日
100歳	大正9年4月2日～大正10年4月1日

問合先 甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461

骨髄移植ドナー等の助成金交付事業のご案内

市では、骨髄・末梢血幹細胞移植を推進するため、ドナーとドナーが勤務する事業所に対し、助成金を交付しています。

1 交付対象と助成額

対 象	助成金の額
【ドナー】 提供日に市内に住所を有し、日本骨髄バンクを介して骨髄または末梢血幹細胞の提供を行ったドナー	1日につき2万円 (上限7日)
【事業所】 上記ドナー(個人事業主を除く)が勤務している国内の事業所(国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人及び国立大学法人を除く)	1日につき1万円 (上限7日)

※他の地方公共団体から同種同類の助成金等を受けている場合は、交付対象とはなりません。

2 申請期限

骨髄または末梢血幹細胞の提供が完了した日から1年以内

3 申請先・問合せ先

甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461

ふたごちゃん・みつごちゃん交流会

ふたご・みつごの保護者の方や、ふたご・みつごを妊娠中の方を対象としています。

参加希望の方は、事前に甚目寺保健センターへご予約ください。

日 程 2月18日(木)
 時 間 午前10時～正午
 会 場 甚目寺保健センター
 問合せ 甚目寺保健センター
 ☎443・0005
 内 容 交流会、親子遊び など



※生後4か月以上のお子様は託児がご利用できます。

託児を希望される方は、2週間前までに申し込みください。

問合せ 甚目寺保健センター ☎443・0005 FAX443・5461